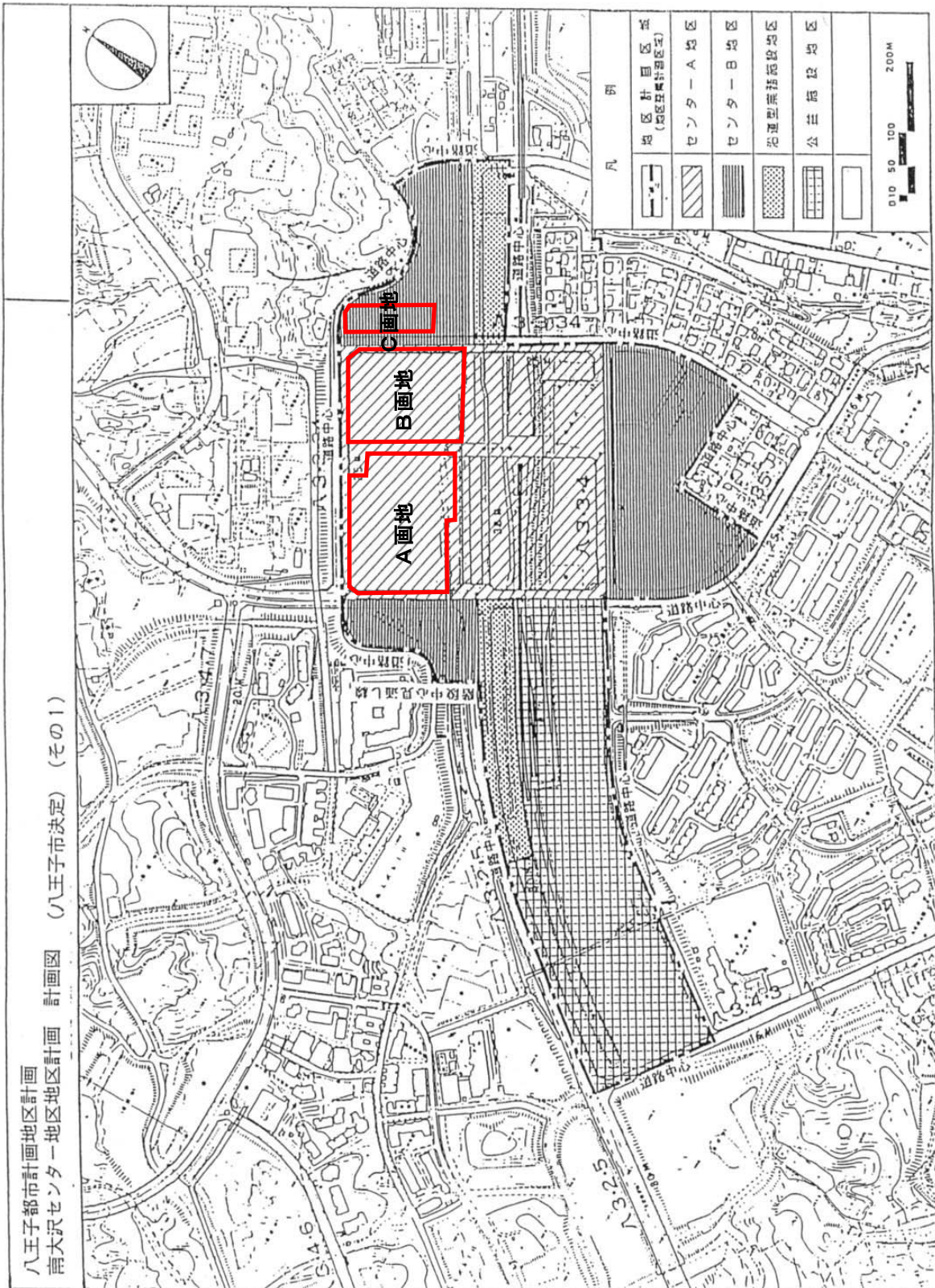
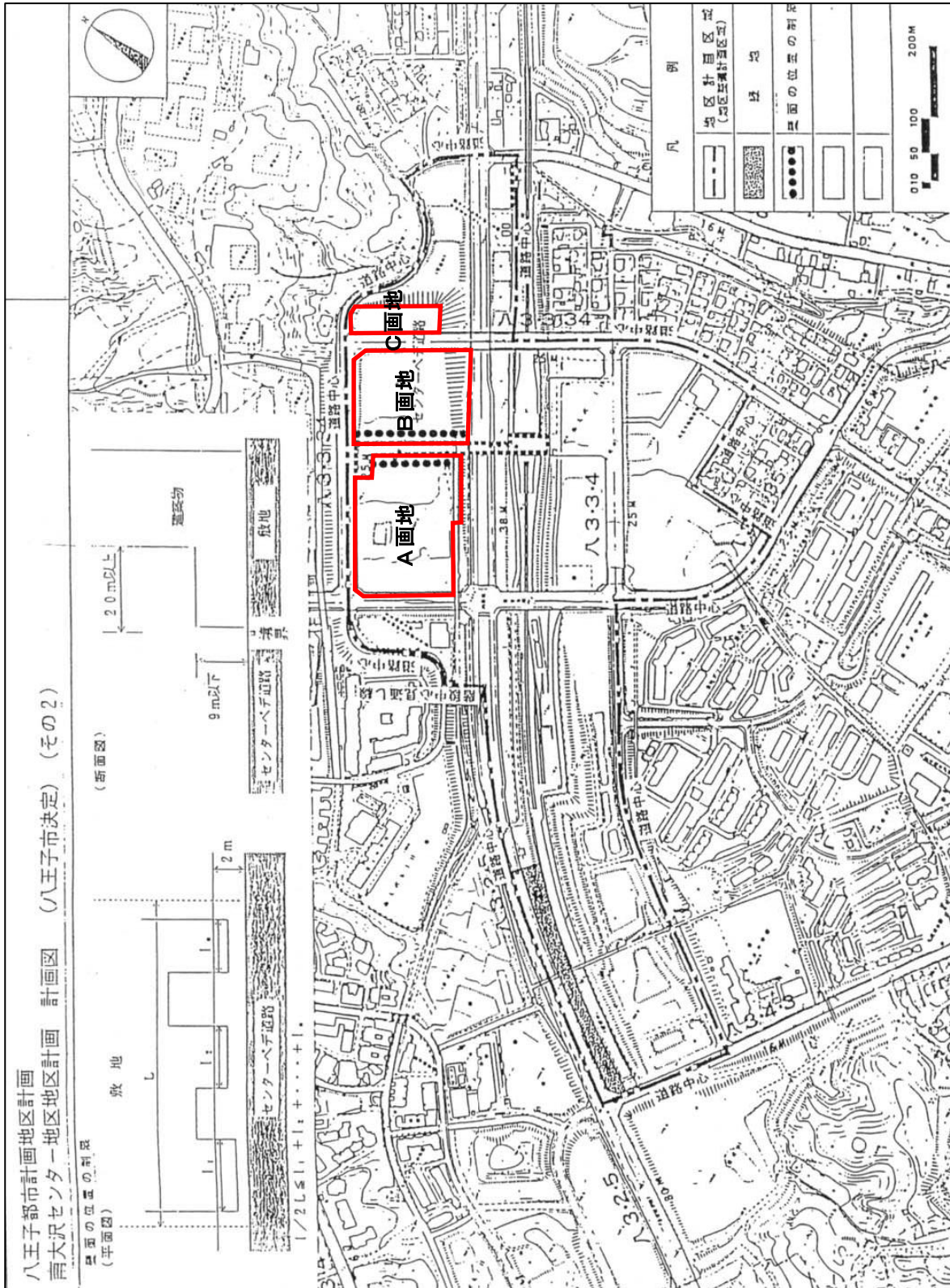


添付資料4
 地区計画図書（南大沢センター地区）



出典：地区計画図書（南大沢センター地区）から作成



出典：地区計画図書（南大沢センター地区）から作成

八王子都市計画地区計画の変更（八王子市決定）

都市計画南大沢センター地区地区計画を次のように変更する。

名 称	南大沢センター地区地区計画
位 置	八王子市南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢四丁目及び南大沢五丁目各内地内
面 積	約 38.0ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 する 方 針	地区計画の目標 本地区は、多摩ニュータウンの西側地区、京王相模原線南大沢駅周辺に位置し、東京都施行による新住宅市街地開発事業に基づいた計画的な土地利用、施設配置を行う地域であり、多摩の「心」としての多摩ニュータウンにおいて、拠点地区として位置づけられている。 これらの基本方針を基に、都立大学の立地を活かした情報・教育関連施設や時代のニーズに先導的に対応する広域的な商業、業務、文化機能等が集積する求心性の高いセンターとして育成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針 本地区を4つの地区に区分し、それぞれの方針を次のように定める。 〔センターA地区〕 南大沢駅を中心に生活拠点機能及び業務機能の集積を図り、計画的に魅力的な商業、業務核の形成を図り、多摩の「心」の拠点地区の形成を目指す地区として整備する。 〔センターB地区〕 センター機能を補完する地区として、商業、文化等の施設の立地を図る。また、多摩ニュータウン八王子地区の住民への行政サービスを行なう市支所・警察署・消防署・郵便局等の官公庁施設等の立地を図る地区として整備する。 〔沿道型業務施設地区〕 多様化するニーズに配慮し、駅前中心施設から連なる生活関連の商業、業務サービス施設等の立地する地区として、また、地域居住者等の生活に利便性を与える地区として整備する。 〔公益施設地区〕 周辺住宅地の環境に配慮した公益的施設、業務施設、商業施設等の導入を図り、センター機能の補完及び快適で魅力ある都市環境を形成する地区として整備する。
保 全 に 関 する 方 針	地区施設の整備の方針 新住宅市街地開発事業により、地区内に計画的に整備される道路及び緑地の各施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針 〔センターA地区〕 センター地区としての賑わいの創出や、都立大学の表玄関に相応しい建築物等を誘導、整備するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。 〔センターB地区〕 隣接する都立大学の緑地、集合住宅地及びその周辺環境と調和する建築物等を誘導、整備するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。 〔沿道型業務施設地区〕 幹線道路に面した交通条件を活かすとともに、南大沢駅周辺の賑わいを高める建築物等を誘導、整備するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。 〔公益施設地区〕 隣接する集合住宅地及びその周辺の住民の利便性を高める施設を誘致し、良好な地区環境の創出を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。

出典：地区計画図書（南大沢センター地区）

